

重 要

平成30年12月13日

社会保険労務士会員 各位

労働保険事務組合
東京SR経営労務センター

SR-SaaS利用停止のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当SRセンターの業務推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記日程にてSR-SaaSシステムのバージョンアップを行うため、利用を停止するという連絡がシステム業者から入りました。

利用停止期間中は、電子申請等の入力を行わないようお願い申し上げます。

また、今回のメンテナンス以降の変更につきましては、ホームページ及びSR-SaaSログイン画面にも掲載いたします。

敬 具

記

※電子申請の利用停止期間

平成30年12月19日（水） 午後4：00

）

平成30年12月20日（木） 午前7：00

以上

～SR-SaaS 改訂内容～

1. 資格喪失届・離職証明書

雇用保険喪失届離職票（離職理由） **新様式「30.7以降」** に対応しました。

事業主 記入欄	離 職 理 由
	1 事業所の倒産等によるもの <input type="checkbox"/> …… (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 <input type="checkbox"/> …… (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職
	2 定年によるもの <input type="checkbox"/> …… 定年による離職(定年 <input type="text"/> 歳) 定年後の継続雇用 { <input type="checkbox"/> を希望していた (以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください) <input type="checkbox"/> を希望していなかった <input type="checkbox"/> a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため (解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して 離職した場合も含む。) <input type="checkbox"/> b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかった ため <input type="checkbox"/> c その他(具体的理由: <input type="text"/>)
	3 労働契約期間満了等によるもの <input type="checkbox"/> …… (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 <input type="text"/> 箇月、通算契約期間 <input type="text"/> 箇月、契約更新回数 <input type="text"/> 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 <input type="text"/>) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 <input type="text"/>) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で <input type="text"/>) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で <input type="text"/>)
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 前画面 [Esc] 印刷 [F2] 登録 [F6] 登録して喪失届画面に戻る [F7] 30.7以降 </div>	

2. 10月1日施行された、雇用保険法施行規則の一部改正に対応しました。

雇用継続給付の申請を行う事業主等の皆さまへ

**平成30年10月1日から、
雇用継続給付の手続を事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できます。**

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年10月1日に施行されます。今後、雇用継続給付の手続きにあたっては、その申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、被保険者と合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」（以下「同意書」という。）を作成して保存（※1）することで、申請書への被保険者の署名・押印を省略することができます。

その場合、申請書の申請者氏名・署名欄には、「申請について同意済」と記載してください（電子申請において申請される場合も同様です）。→裏面参照

※1 保存期間は、完結の日から4年間となります。

※2 本手続きが認められる要件は、**事業主が被保険者に対して同意書を提出させており、これを事業主が保存していること**であり、原則、事業所管轄安定所において初回申請時以後に同意書の提出を求めるものではありません。なお、必要に応じて事業所管轄安定所が同意書の**提出を求めることがあります**ので御留意ください。

対象となる申請書等

〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書
- 高年齢雇用継続給付支給申請書
- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

〈育児休業給付金〉

- 育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- 育児休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

〈介護休業給付金〉

- 介護休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

留意点

同意書の例については、厚生労働省のホームページ（URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982_00001.html）にWord形式ファイルが掲載されておりますので、申請の際は、必要に応じてこちらをご活用ください。

同意書の様式

〈高年齢雇用継続給付の例〉

記載内容に関する確認書 申請等に関する同意書 (高年齢雇用継続給付用)	
平成 年 月 日	
私は、下記の事業主が行う	
記	
<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出について同意します。
<input type="checkbox"/>	高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。
<input type="checkbox"/>	雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します（今回の申請に限らず今後行う支給申請を含む。）。
(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)	
事業所名称	_____
専属支店名	_____
被保険者氏名	_____ 印
以上	

＜雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書(安定所備出用)の本人署名欄を省略する場合の記載例＞

職名 20年4 (発 給 名 の 上 記)																																																																																																																																																																																																																																							
雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書(安定所備出用)																																																																																																																																																																																																																																							
① 被保険者氏名		フリガナ																																																																																																																																																																																																																																					
② 事業主		事業主名称			③ 申請した月の賃金																																																																																																																																																																																																																																		
④ 退職日		退職した月の日			⑤ 退職した月の賃金																																																																																																																																																																																																																																		
この証明書は、申請に添付する必要があります。																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">月別</th> <th colspan="10">⑥ 申請した月の賃金</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>⑪</th> <th>⑫</th> <th>⑬</th> <th>⑭</th> <th>⑮</th> <th>⑯</th> <th>⑰</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> <th>日</th> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> </table>												月別		⑥ 申請した月の賃金												⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
月別		⑥ 申請した月の賃金																																																																																																																																																																																																																																					
		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																											

自筆による署名
60歳の確認印又は
申請について
同意済

「同意書」を被保険者の確認のもと作成・保存している場合、「申請について同意済」と記載することで、本人の署名・押印に代えられます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。
また、同意書を各事業主等が適切に保存していない場合は、不正とみなされる場合がありますので、ご注意ください。

2-1. 高齢給付・月額証明書

電子申請の画面に「申請書、証明書の署名欄に「申請について同意済」を記載する。」のチェック欄を追加しました。

高齢給付・月額証明書 (雇用保険)

事業所 000002 株式会社テスト

公共職業安定所 上野

提出年月日 平成 30/12/12

署名・押印の省略

申請書、証明書の署名欄に「申請について同意済み」を記載する。

提出内容 添付ファイル設定

再読込

参照 削除

被保険者別 添付ファイル設定

再読込

参照 削除

個人番号の確認等 添付ファイル設定

参照

その他 添付ファイル設定

合成

1 参照

2 参照

3 参照

4 参照

5 参照

合成ファイル

合成データ登録

6以上の添付ファイル指定

個別クリア

全てクリア

終了 [ESC]

e-Gov申請 [F6]

様式第33号の4

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

1 被保険者番号	1111 - 111111 - 1	3 フリガナ	トウキョウ タロウ
2 事業所番号	2110 - 053227 - 0	60歳に達した者の氏名	東京 太郎
4 名称	株式会社テスト	5 60歳に達した者の住所又は居所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
事業所所在地	文京区白山1丁目	電話番号	03 - 8888 - 0001
6 60歳に達した日等の年月日	平成 27 年 8 月 31日	7 60歳に達した者の生年月日	昭和 30 年 9 月 1日
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-2-3 テスト事務組合		60歳に達した日等以前 の賃金に 印する 又は 署名 した は 名 申請について 同意済み
事業主 氏名	東京 太郎		
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等			

2-2. 育児休業開始月額証明書

電子申請の画面に「申請書、証明書の署名欄に「申請について同意済」を記載する。」のチェック欄を追加しました。

育児休業開始月額証明書 (雇用保険)

事業所: 000002 株式会社テスト

公共職業安定所: 上野

提出年月日: 平成 30/12/12

署名・押印の省略

申請書、証明書の署名欄に「申請について同意済み」を記載する。

提出代行 添付ファイル設定

被保険者別 添付ファイル設定

個人番号の確認等 添付ファイル設定

その他 添付ファイル設定

合成ファイル

6以上の添付ファイル指定

個別クリア 全てクリア

終了 [ESC] e-Gov申請 [F8]

様式第10号の2

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (育児・介護)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	1111 - 111111 - 1	3 フリガナ	トウキョウ タロウ	4 休業等を開始した日の年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
2 事業所番号	2110 - 053227 - 0	休業等を開始した者の氏名	東京 太郎	開始した者の年 月 日	
5 名称	株式会社テスト	6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒100 - 0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	電話番号 ()	03) 000 - 00001
事業所所在地	文京区白山1丁目	この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。	住所	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-2-3	テスト事務組合
電話番号	03 - 8888 - 0001	事業主	氏名	東京 太郎	印

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

2-3. 介護休業開始月額証明書

電子申請の画面に「申請書、証明書の署名欄に「申請について同意済」を記載する。」のチェック欄を追加しました。

様式第10号の2

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (育児・介護)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	1111 - 111111 - 1	3 フリガナ	トウキョウ タロウ	4 休業等を開始した日の年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
2 事業所番号	2110 - 059227 - 0	休業等を開始した者の氏名	東京 太郎		
5 名称	株式会社テスト	6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒100 - 0001 東京都千代田区千代田1-1-1		
事業所所在地	文京区白山1丁目	電話番号 (03)	000 - 00001		
この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。	住所 東京都千代田区一ツ橋1丁目1-2-3 テスト事務組合	氏名	東京 太郎	印	休し印よ 業た又る 等者は署 をの自名 開確筆 始認に

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

以上